

## 奈良工業高等専門学校契約事務取扱規程

平成16年4月1日制定

令和7年7月9日改正

### (目的)

第1条 奈良工業高等専門学校における契約に関する事務の取扱については、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則(平成16年規則第41号、以下「規則」という。)及びその他の法令に基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

### (契約関係書類の作成)

第2条 支出又は支払の原因となる契約及び収入の原因となる契約をするとき、別表の契約事務に関する書類の作成基準に基づき書類を作成するものとする。

2 入札基準に満たない場合における支出又は支払の原因となる契約及び収入の原因となる契約で、契約書の作成を要するときは随意契約の伺を作成するものとする。

### (競争に付する場合)

第3条 契約事務職員(奈良工業高等専門学校における会計機関の補助者等の指定に関する規程別表第1による当該係長をいう。以下同じ。)は、競争に付するものがあるときは、購入・契約等伺(第1号様式)に次の書類を添付し、契約担当役の承認を受けなければならない。

- 一 公告案(第2号様式)又は指名通知書案(第3号様式)
- 二 契約書案(第4号様式)
- 三 図面、仕様書、カタログ等契約の内容を示す書類
- 四 その他必要と認める書類

2 予定価格調書(第5号様式)及び予定価格算出内訳書(第6号様式)は、購入・契約等伺の承認を受けたのち、契約事務職員が直接契約担当役の決裁を受け、外部に漏れることのないよう十分注意するとともにその取扱いは次によるものとする。

- 一 予定価格調書は、封書に入れ、封皮に「[競争に付する事項]」の予定価格調書と記載するものとする。
- 二 封書は密封し、入札執行時まで総務課課長補佐(会計)が保管するものとする。

第4条 公告は、校内に掲示する等の方法をもってするものとする。

2 契約事務職員は、前項の公告をする場合は、当該入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に通知しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日前まで短縮することができる。

### (指名競争参加者の指名)

第5条 工事に係る指名競争入札の競争参加者を選定しようとする場合は、関係委員会に付さないことができるとされる場合においても、指名参加者を選定する際は指名通知をする日までに契約担当役の承認を受けなければならない。

(入札の立会い)

第6条 入札を執行するときは、原則として総務課課長補佐（会計）若しくは財務係長の立会いのうえ行わなければならない。

2 入札執行に立会う者は、次の事務を行うものとする。

- 一 競争参加者が、公告又は指名通知による資格を有する者か否かの調査確認
- 二 代理委任状が適正か否かの確認
- 三 入札書が有効か否かの確認
- 四 落札者決定の確認
- 五 その他適正な入札執行上必要な調査確認

(随意契約による場合)

第7条 契約事務職員は、第2条第2項により随意契約を行う場合で、契約伺(第7号様式)を作成する場合には、次の書類のうち必要なものを添付するものとし、契約担当役の承認を受けなければならない。

- 一 契約書案又は請書案(第8号様式)
- 二 予定価格調書及び予定価格算出内訳書
- 三 図面、仕様書、カタログ等契約の内容を示す書類
- 四 見積一覧表(第9号様式)
- 五 見積書
- 六 その他必要と認める書類

2 前項のうち第二号については、別途、契約担当役の承認を受けたものを添付するものとする。

(入札等の結果報告)

第8条 入札が終了した時は、契約事務職員は、入札者別の総額を連記した競争入札の結果(一般競争入札結果等一覧表(第10号様式))を作成し、契約担当役に報告するものとする。

2 競争に付しても落札者がいないことにより、見積書を徴した業者と随意契約しようとする場合は、契約担当役の承認を受けるものとする。

(契約書の作成)

第9条 契約事務職員は、契約書を作成する場合において相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。また、その取交わりについては、競争契約の場合は、当該決定の日から原則として7日以内に、随意契約の場合は直ちに行うものとする。

2 前項の契約書を作成する場合は原則として、当該契約の相手方に記名押印させた後契約担当役の記名押印を受けるものとする。

3 前項により随意契約において契約担当役の記名押印を受ける場合は、第7条に定める契約伺を添付し、契約担当役に提出するものとする。

(請書の徴取)

第10条 契約事務職員は、請書を徴する場合において、契約の相手方が決定したときは、直ちに請書を徴さなければならない。

(契約書及び請書の記載事項)

第11条 契約事務職員は、契約書の作成及び請書を徴する場合は、規則に規定されている事項以外に、特に事務処理上約定しておくべき事項、また規則に明記されていても双方の協議事項等についてあらかじめ約定しておくことが好ましいもの等を十分考慮のうえ、別紙様式を適宜修正追記して作成するものとする。

(支出契約決議書等起案の時期)

第12条 契約事務職員は、原則として、契約成立の日をもって支出契約決議書を作成するものとする。

2 公共料金等で、請求書受理によって支出決定するものは請求書受理日より支払決議書を作成するものとする。

3 新聞等日々購入を必要とする契約は、一定期間の見積額をもって、当該期間の始めに支出契約決議をするものとする。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程施行に伴い、奈良工業高等専門学校支出負担行為及び契約事務取扱内規（昭和43年1月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月9日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

必要書類等 契約種別	見積合わせ	予定価格調書 (第5号様式)	契約伺	契約書 (第4号様式)	請書 (第8号様式)	検査調書 (第11号様式)	(参考) 入札基準
工事・製造請負	予定価格が 100万円を 超える場合	予定価格が 250万円を 超える場合	予定価格調書 を作成する場 合	250万円を 超える契約		200万円を 超える契約	予定価格が 400万円を 超える場合
物品供給					単価契約の場 合		予定価格が 300万円を 超える場合
役務		予定価格が 200万円を 超える場合		継続的な履行 を求める場合	予定価格が 200万円を 超える場合		
賃借		予定価格が 150万円を 超える場合		継続的、反復 的給付を求め る場合	予定価格が 150万円を 超える場合		
賃貸		予定価格が 50万円を超 える場合			競争入札によ り契約する場 合		予定価格が 50万円を超 える場合
売払		予定価格が 100万円を 超える場合					予定価格が 100万円を 超える場合

については、必要とあれば徴取すること。



第2号様式

一般競争入札の公告

奈良工業高等専門学校で 発注 売却 する契約を下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

奈良工業高等専門学校 [事項(物品名等内訳を、別紙とした場合はその旨)]

2 競争参加者の資格

- (1) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)を得た者、建設工事に係るものについては、文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」(平成13年1月10日)により一般競争参加資格を得た者であること。
- (2) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則(以下「規則」という。)第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約担当役から取引停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) [その他必要に応じて記載すること。]

3 競争入札執行の日時及び場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先

郵便番号 〒639-1080  
所在地 奈良県大和郡山市矢田町2番地  
機関名 奈良工業高等専門学校総務課 係  
電話番号

- (2) 入札説明書の交付方法 本公告の日から上記3の(1)の交付場所で交付する。
- (3) 関係書類の提出期限及び場所 年 月 日 ( ) 時 分  
奈良工業高等専門学校
- (4) 競争入札執行の日時及び場所 年 月 日 ( ) 時 分  
奈良工業高等専門学校

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格の確認のための書類及び本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を関係書類の提出期限までに提出しなければならない。  
入札者は、競争入札執行の日の前日までの間において、本校から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法  
本公告に示した物品を納入できると本校が判断した入札者であって、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) その他
  - ①この一般競争に参加を希望するものは、入札書の提出時に、契約担当役が別に指定する暴力団員等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
  - ②前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札書を無効とする。
  - ③本件の入札に関する必要事項については、入札説明書によるものとする。

年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構  
奈良工業高等専門学校 契約担当役  
事務部長

殿

独立行政法人国立高等専門学校機構  
奈良工業高等専門学校 契約担当役  
事務部長

指名競争入札執行について（通知）

工事名称

上記工事の競争参加者に指名しましたので、設計図書に依り、契約条項を熟覧の上入札書を提出してください。

記

1. 入札及び開札執行の日時及び場所

年 月 日（ ） 時 分  
大和郡山市矢田町2番地 奈良工業高等専門学校 ○○○会議室

2. 入札書の金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた後の金額）が落札価格となりますので、入札者は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載ください。

3. 入札保証金

4. 契約保証金

5. 入札関係書類等 別紙のとおり

6. 本通知書受領後の連絡

受領後ただちに、電話、FAX、Eメールいずれかにより本通知受領の連絡をください。

連絡先 奈良工業高等専門学校 総務課施設係  
TEL 0743-55-6026  
FAX 0743-55-6029  
Eメール sisetu@jimu.nara-k.ac.jp

第4号様式の1

工事請負契約書

工事名

請負代金 金

円也（うち消費税額及び地方消費税額 金

円）

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 独立行政法人国立高等専門学校機構 奈良工業高等専門学校 契約担当役 事務部長（以下甲という。）と請負者（以下乙という。）との間において、上記の工事（以下「工事」という。）について、上記の請負代金で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 乙は、別冊の図面及び仕様書に基づいて、工事を完成するものとする。

第2条 工事は、奈良工業高等専門学校において施工するものとする。

第3条 着工時期は、 年 月 日とする。

第4条 完成期限は、 年 月 日とする。

第5条 完成通知書は、奈良工業高等専門学校総務課に送付するものとする。

第6条 請負代金（前払金を含む）は、 回に支払うものとする。

第7条 請負代金については、金 円以内の額を前払金として前払いするものとする。この支払いは、請求書及び前払金保証事業会社の保証証書を受領した日から14日以内に支払うものとする。

第8条 請負代金（前払金を含む）の請求書は、奈良工業高等専門学校総務課に送付するものとする。

第9条 契約保証金は、納付する。

第10条 乙は、公共工事履行保証証券を提出するものとする。

第11条 乙は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約するものとする。

第12条 この契約についての必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構が定めた工事請負等契約規則によるものとする。

第13条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金（本契約締結後、請負代金の変更があった場合は、変更後の請負代金）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法48条の2第1項又は第54条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払なければならない。

第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

第15条 この契約について甲乙間に紛争が生じたときは、甲所在地の所轄裁判所の判決によりこれを解決するものとする。

上記契約の成立を証するため、甲及び乙は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲

大和郡山市矢田町2番地  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
奈良工業高等専門学校 契約担当役  
事務部長

乙

第4号様式の2

製造請負契約書

製造請負の表示

請負代金額 金 円也(うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 独立行政法人国立高等専門学校機構 契約担当役 奈良工業高等専門学校事務部長(以下「甲」という。)と請負者[法人名等及び氏名](以下「乙」という。)との間において、上記の製造(以下「製造」という。)について、上記の請負代金で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 請負者は、別紙の図面及び仕様書に基づいて、製造をするものとする。

第2条 製造されたものは、奈良工業高等専門学校において、引渡しをするものとする。

第3条 製造は、[製造場所]において、これをするものとする。

第4条 製造の着手時期は、 年 月 日とする。

第5条 製造の引渡し期限は、 年 月 日とする。

第6条 製造完成通知書は、奈良工業高等専門学校総務課に送付すべきものとする。

第7条 請負代金は、 回を支払うものとする。

2 請負代金については、金 円を前払するものとする。この支払は、 年 月 日までに  
するものとする。

[本条は、前払をする場合に記載するものとする。]

第8条 請負代金(部分払金及び前払金を含む。)の請求書は、奈良工業高等専門学校総務課に送付するものとする。

第9条(a) 契約保証金は、 円とする。

(b) 契約保証金は、免除する。

[本条は、契約保証金を納付させる場合又は免除させる場合に記載する。]

第10条 乙は、履行保証保険契約に係る保険証券を提出すべきものとする。

[本条は、乙が国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合に記載する。]

第11条 この契約についての必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構が定めた契約事務取扱規則によるものとする。

第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲、乙間において協議して定めるものとする。

第13条 この契約について、甲、乙間に紛争が生じたときは、甲所在地の所轄裁判所の裁決によりこれを解決するものとする。

上記契約の成立を証するため、甲及び乙は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 奈良県大和郡山市矢田町22番地  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
奈良工業高等専門学校 契約担当役  
事務部長 印

乙 [法人の住所]  
[法人の名称又は商号及び代表者氏名] 印

第4号様式の3

物品供給契約書

供給すべき物品の表示

代金額 金 円也(うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 独立行政法人国立高等専門学校機構 奈良工業高等専門学校契約担当役 事務部長(以下「甲」という。)と供給者[法人名等及び氏名](以下「乙」という。)との間において、上記の物品(以下「物品」という。)について、上記の代金額で供給契約を結ぶものとする。

第1条 乙は、甲に対し、物品を供給するものとする。

第2条 物品は、奈良工業高等専門学校に納入するものとする。

第3条 物品の納入期限は、 年 月 日とする。

第4条 納品書は、奈良工業高等専門学校総務課に送付すべきものとする。

第5条 代金は1回に支払うものとする。

第6条 代金の請求書は、奈良工業高等専門学校総務課に送付すべきものとする。

第7条 (a) 契約保証金は、 円とする。

(b) 契約保証金は、免除する。

[本条は、契約保証金を納付させる場合又は免除させる場合に記載する。]

第8条 この契約についての必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構が定めた契約事務取扱規則によるものとする。

第9条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲、乙者間において協議して定めるものとする。

第10条 この契約について、甲、乙間に紛争が生じたときは、甲所在地の所轄裁判所の裁決によりこれを解決するものとする。

上記契約の成立を証するため、甲及び乙は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 奈良県大和郡山市矢田町2番地  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
奈良工業高等専門学校 契約担当役  
事務部長 印

乙 [法人の住所]  
[法人の名称又は商号及び代表者氏名] 印

物品修理契約書

修理すべき物品の表示

請負代金額 金 円也(うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 独立行政法人国立高等専門学校機構 奈良工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 (以下「甲」という。)と請負者 [法人名等及び氏名] (以下「乙」という。)との間において、上記の物品(以下「物品」という。)について、上記の請負代金で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 請負者は、別紙図面及び仕様書に基づいて、修理を行うものとする。

第2条 本物品は、奈良工業高等専門学校において引渡しをするものとする。

第3条 修理は、[修理場所]においてこれをするものとする。

第4条 修理の着手時期は、 年 月 日とする。

第5条 修理の完成期限は、 年 月 日とする。

第6条 修理完成通知書は、奈良工業高等専門学校総務課に送付すべきものとする。

第7条 請負代金は、 回に支払うものとする。

第8条 (a) 契約保証金は、 円とする。

(b) 契約保証金は、免除する。

[本条は、契約保証金を納付させる場合又は免除させる場合に記載する。]

第9条 請負代金の請求書は、奈良工業高等専門学校総務課に送付するものとする。

第10条 この契約についての必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構が定めた契約事務取扱規則によるものとする。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲、乙間において協議して定めるものとする。

第12条 この契約について、甲、乙間に紛争が生じたときは、甲所在地の所轄裁判所の裁決によりこれを解決するものとする。

上記契約の成立を証するため、甲及び乙は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 奈良県大和郡山市矢田町22番地  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
奈良工業高等専門学校 契約担当役  
事務部長 印

乙 [法人の住所]  
[法人の名称又は商号及び代表者氏名] 印

物品売払契約書

売払物品の表示  
売払代金額 金 円也(うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金に110分の10を乗じて得た額である。

売払人 独立行政法人国立高等専門学校機構 奈良工業高等専門学校契約担当役 事務部長(以下「甲」という。)と買受人[法人名等及び氏名](以下「乙」という。)との間において、上記の物品(以下「物品」という。)について、上記の請負代金で次の条項によって売払契約を結ぶものとする。

第1条 乙は、売払代金の納付後でなければ当該物品を引き取ることはできない。

第2条 乙は、売払代金を奈良工業高等専門学校出納命令役の発行する請求書により、その定められた期限内に指定場所に納めるものとする。

第3条 第2条により定められた期限内に売払代金の納付がないときは本契約を解除する。

第4条 物品の引取期限は、 年 月 日とする。

第5条 乙は、物品の引取りについて、天災その他正当な理由により引取遅延のおそれがあるときは、直ちにその事由を届けて延期の承認を求めるものとする。

第6条 物品の所在地は、奈良工業高等専門学校の物品下見の場所における有姿のとおりであり、物品の引取りについては、当該物品を管理する奈良工業高等専門学校物品管理役に物品受領書を提出して、当該物品管理役の指示により引き取るものとする。

第7条 (a) 契約保証金は、 円とする。

(b) 契約保証金は、免除する。

[本条は、契約保証金を納付させる場合又は免除させる場合に記載する。]

第8条 甲は、第3条により契約を解除する場合は、納付した契約保証金は奈良工業高等専門学校に 帰属するものとし、これを還付しない。

第9条 その他の事項については、民法その他の法令の規定するところによるものとする。

第10条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲、乙間において協議して定めるものとする。

第11条 この契約について、甲、乙間に紛争が生じたときは、甲所在地の所轄裁判所の判決によるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲及び乙は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 奈良県大和郡山市矢田町2番地  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
奈良工業高等専門学校契約担当役  
事務部長 印

乙 [法人の住所]  
[法人の名称又は商号及び代表者氏名] 印



予 定 価 格 算 出 内 訳 書

1 契約件名・数量・規格

2 金 額 金 円也(うち消費税額及び地方消費税額 円)

3 算出の根拠 下記のとおり

[予定価格算出内訳書については、適宜追加訂正して作成するものとする。]

第7号様式

起 案	年 月 日	決 裁	年 月 日
事務部長	総務課長	課長補佐（会計担当）	財務係長 起案係長 起案者

契 約 伺

下記により契約してよろしいか伺います。

記

- 1 契約事項
- 2 契約方法 随意契約
- 3 適用法令 会計規則第 条第 項及び契約事務取扱規則第 条第 項
- 4 単価契約による理由 [単価契約を行う場合]
- 5 契約保証金 会計規則第 条第 項及び契約事務取扱規則第 条第 項により全額免除
- 6 支出科目
- 7 契約の相手方
- 8 契約金額
- 9 添付書類
  - ア 契約書案又は請書案
  - イ 予定価格調書及び予定価格算出内訳書
  - ウ 図面, 仕様替, カタログ等契約の内容を示す書類
  - エ 見積一覧表
  - オ 見積書

[契約書を取交わす場合]

(なお, 決裁のうえは, 別紙契約書案により契約の締結をしてよろしいか伺います。)

請 書

請負工事の表示

請 負 代 金 額 金 円也(うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の工事を上記の代金額で、別紙の図面及び仕様書に基づき、下記の条項により完成することをお請けします。

記

- 1 完成期限は、 年 月 日とする。
- 2 竣工通知書並びに請求書は、奈良工業高等専門学校総務課に送付するものとする。
- 3 契約の細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構が定めた契約事務取扱規則によるものとする。

[以下特に必要な事項を記載する。]

年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構  
奈良工業高等専門学校 契約担当役  
事務部長 殿

受注者

[住所]

[法人の名称又は商号及び代表者氏名]

印

請 書

製造請負の表示

請 負 代 金 額 金 円也(うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の請負を上記の代金額で、別紙の図面及び仕様書に基づき、下記の条項により完成し納入することをお請けします。

記

- 1 納入期限は、 年 月 日とする。
- 2 納入場所は、奈良工業高等専門学校とする。
- 3 製造完成通知書並びに請求書は、奈良工業高等専門学校総務課に送付するものとする。
- 4 契約の細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構が定めた契約事務取扱規則によるものとする。

[以下特に必要な事項を記載する。]

年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構  
奈良工業高等専門学校 契約担当役  
事務部長 殿

受注者

[住所]

[法人の名称又は商号及び代表者氏名]

印





見 積 一 覧 表

1 事 項

2 見積徴取年月日

3 見 積 金 額

見 積 者	順 位	金 額	備 考

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

契約事務担当係長  
氏 名

印



第 1 1 号様式の 1

		検 査 調 書
契 約 物 件		
契 約 年 月 日		年 月 日
納入又は製造完成期限		年 月 日
契約の相手方		
納入又は製造完成 通知年月日		年 月 日
検 査 事 項	検 査 年 月 日	年 月 日
	適 否	
	意 見	
上記のとおり検査しました。		
		検査員氏名 印

(注) 1 この様式は、最終検査の結果について記入し、再検査を要した場合については、納入又は製造完成通知及び検査年月日の記入欄に再と記入し、様式欄外に下記のとおり付記する。

記

当初の納入又は製造完成通知 年 月 日  
 検査年月日 年 月 日

なお、検査の結果、不適合のものについての検査調書は、適否意見を具体的に記入し、当該部局において保管すること。

2 単価契約等この様式により難しい場合は、適宜別紙として内訳書を添付し割印すること。

検 査 調 書

1 工 事 名

2 請 負 者 [住所] [氏名]

3 請負代金額 金 円也(うち消費税額及び地方消費税額 円)

4 契約年月日 年 月 日

着工年月日 年 月 日

竣工年月日 年 月 日

上記工事は、契約書、仕様書及び図面その他の関係書類に基づき、検査を行った結果、これらのおり完成したことを確認する。

年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構  
奈良工業高等専門学校 契約担当役  
事務部長 殿

検査職員  
[職位]  
[氏名]

印